CEATEC® JAPAN

CPS/IoT EXHIBITION

つながる社会、共創する未来

出展のご案内

2018

10.16(火)▶10.19(金)

幕張メッセ

www.ceatec.com

主催　CEATEC JAPAN 実施協議会

JEITA 一般社団法人電子情報技術産業協会

CIAJ 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

CSAJ 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会

CEATECから”未来”がはじまる

2016年、CEATEC JAPANは、家電見本市の枠を超えた、
日本の成長戦略や未来を世界に向けて発信する総合展示会に生まれ変わりました。

2018年、15万人以上の幅広い産業のフロントランナーが集結する
新生 CEATEC JAPAN は、さらなる進化を遂げようとしています。

あらゆる産業・業種の「共創」によるビジネス創出を基本にして、
未来への「種」を披露・発信し、未来への「糧」を得る場へと変革することで、経済
発展と社会課題の解決を目指す「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた、
社会的な需要の創出を加速させる総合展示会として進化します。

また「政策」「産業」「技術」が連携する日本随一の総合展示会として、
未来を創造していくためのモデルケースを世界に向けて発信します。

CEATEC JAPAN 2018にぜひご参加ください。

CEATEC JAPAN 2018 開催概要

名　　称
CEATEC JAPAN 2018 (シーテック ジャパン 2018)
(Combined Exhibition of Advanced Technologies)

開催主旨
CPS/IoTを活用し、あらゆる産業・業種による「共創」を基本としたビジネス創出と、技術および情報交流などを一堂に会する場を開催し、経済発展と社会的課題の解決を両立する「超スマート社会(Society 5.0)」の実現を目指す。

会　　期
2018年10月16日(火)～19日(金)午前10時～午後5時

会　　場
幕張メッセ　千葉市美浜区中瀬2-1

入　　場
全来場者登録入場制
▶当日登録：入場料一般1,000円・学生 500円
(学生20名以上の団体および小学生以下は入場無料)
▶Web 事前登録者・招待券持参による当日登録者：入場無料

主　　催
CEATEC JAPAN 実施協議会
一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)
一般社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)

後　　援
○総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省　(以上予定、建制順)
○独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)／
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)／
国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST)／
国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)／独立行政法人情報処理推進機構(IPA)／
独立行政法人中小企業基盤整備機構／日本政府観光局(JNTO)
○千葉県／千葉市
○NHK／一般社団法人日本民間放送連盟
○一般社団法人日本経済団体連合会／日本商工会議所／東京商工会議所／千葉商工会議所
○米国大使館 商務部／駐日欧州連合 代表部／英国大使館 国際通商部／
フランス大使館 貿易投資庁−ビジネスフランス／ドイツ大使館
(以上予定、順不同)

つながる社会、共創する未来

協賛団体

○一般社団法人電気通信事業者協会／一般社団法人電気通信協会／一般財団法人インターネット協会／
一般社団法人情報通信技術委員会／一般財団法人日本情報経済社会推進協会／
一般社団法人IT検証産業協会／一般社団法人コンピュータ教育振興協会
○一般社団法人電波産業会／一般財団法人電波技術協会／一般社団法人衛星放送協会／
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟／一般社団法人日本CATV技術協会
○全国家電流通協議会／全国電機商業組合連合会／全国電子部品流通連合会／
一般社団法人日本コンピュータシステム販売店協会
○一般社団法人日本電機工業会／一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会／
一般社団法人日本オーディオ協会／一般社団法人日本医療機器工業会／
一般社団法人日本電気計測器工業会／一般社団法人日本電気制御機器工業会／
一般社団法人カメラ映像機器工業会／一般社団法人組込みシステム技術協会／
一般社団法人日本電子回路工業会
○一般社団法人日本自動車工業会／特定非営利活動法人ITS Japan／
一般社団法人日本自動車部品工業会
○電気事業連合会／一般財団法人新エネルギー財団／一般財団法人省エネルギーセンター／
一般社団法人日本電気協会／一般社団法人電池工業会／一般社団法人太陽光発電協会／
一般社団法人日本風力発電協会／一般社団法人ソーラーシステム振興協会／
スマートコミュニティ・アライアンス
○一般社団法人住宅生産団体連合会／一般社団法人日本機械工業連合会／
一般社団法人日本ロボット工業会／一般社団法人日本冷凍空調工業会
○一般財団法人デジタルコンテンツ協会／一般社団法人日本映像ソフト協会／
一般社団法人日本書籍出版協会／一般社団法人日本レコード協会　（以上予定、順不同）

協賛学会

一般社団法人映像情報メディア学会／公益社団法人応用物理学会／一般社団法人画像電子学会／
一般社団法人情報処理学会／一般社団法人電気学会／一般社団法人電子情報通信学会
（以上予定、順不同）

協　力

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

グローバルパートナー

○Consumer Technology Association（CTA）/ International CES（USA）
○Messe Berlin / IFA (Germany)
○Messe München International / electronica (Germany) ,
electronica & Productronica China (China)
○Hannover Fairs / CeBIT (Germany)　（以上予定、順不同）

アジアパートナー

○China Council for the Promotion of International Trade,
Electronics & Information Industry Sub-Council(CCPIT ECC)
○China Electronic Chamber of Commerce (CECC)
○China International Software & Information Service Center (CiSiS)
○The Hong Kong Electronic Industries Association (HKEIA)
○Taiwan External Trade Development Council (TAITRA)

<Asia Electronics Exhibition Cooperate Conference (AEECC※) メンバー>
○China Electronic Appliance Corporation (CEAC)
○Hong Kong Trade Development Council (HKTDC)
○Korea Electronics Association (KEA)
○Taiwan Electrical and Electronic Manufacturers' Association (TEEMA)
※Asia Electronics Exhibition Cooperate Conference (AEECC) は1997年に組織され、
各国・地域で開催している展示会間のPR・広報協力などに関して相互協力関係を構築しています。
（以上予定、順不同）

2030年に 2倍以上の成長が見込まれるマーケットへ

Society5.0 実現に求められる CPS/IoT 総合展

2030 年 CPS/IoT 世界規模見込み

404.7兆円

国内 **19.7兆円**

JEITA（電子情報産業の世界生産見通し）

CEATEC® JAPAN
CPS/IoT EXHIBITION

Toward Society 5.0

CEATEC JAPAN ではあらゆる産業・業種による「共創」を基本としたビジネス創出と、技術および情報交流などを一堂に会する場を提供し、経済発展と社会的課題の解決を目指す「超スマート社会 (Society 5.0)」の実現に向けた社会的な需要の創出を加速させる。

新たな価値創出のコア技術

- サイバーセキュリティ
- ビッグデータ・AI（人工知能）
- センサーデバイス
- 5G
- 素材・ナノテクノロジ
- バイオテクノロジ
- 電子部品
- デバイス＆装置

Society5.0 のサービスプラットフォームに必要となる技術

- エンターテインメント
- モビリティ／ロジスティクス
- フィットネス、ヘルスケア
- エネルギー／スマートライフ
- スマートワーク
- スマートファクトリー

Society 5.0 実現に向けた
幅広い産業のフロントランナーが一堂に

総合展ならではの数値的スケールメリット

15万名

CEATEC JAPAN 2017 来場者数 152,066 名

医療用機器、アパレル、
スポーツなど
他の製造関係者
5,000 名以上

ソフトウェア、通信サービス、
コンテンツ など
27,000 名以上

官公庁、自治体、
学校教育機関、農業、
運輸、物流 など
17,000 名以上

エネルギー、金融、
住宅、観光、
アミューズメント など
12,000 名以上

自動車、
製造・精密機器
27,000 名以上

情報通信機器、
電子部品・電子デバイス
23,000 名以上

学生、
エンドユーザ など
14,000 名以上

～産業・業種の「共創」ビジネスを促す出展区分～

CEATEC JAPAN 2018 出展区分

1 トータルソリューション（全般）

出展対象：以下に記載のデバイス / テクノロジやインダストリ / マーケットに限定せずに出展する企業、団体

トータルソリューション（全般）	CPS/IoT さらには「Society 5.0（超スマート社会）」の実現に向けたトータルソリューション／プロダクト など

2 デバイス/テクノロジ

出展対象：下記の製品や技術テーマを主として出展をする企業、団体

電子部品／デバイス＆装置	●受動部品 ●接続部品 ●変換部品 ●電源部品 ●高周波部品 ●半導体デバイス ●ディスプレイデバイス ●電池関連 ●素材・電子材料関連 ●装置関連 ●電子回路関連 ●関連ソフトウェア など
ＡＩ／ビッグデータ	●ディープラーニング ●人工知能用プロセッサー ●画像解析技術 ●画像・音声認識技術 ●イメージセンサー ●データ解析・分析技術 ●ビッグデータ・クラウドサービス ●自然言語処理 ●ロボット開発 ●行動データマイニング ●広告・アプリ関連 ●ヒューマンマシンインターフェース技術 ●ゲームソフト ●最適計画、運用サポートサービス ●機械学習 ●自動監視システム ●予知・予測保全 ●セキュリティ（自立エージェント） ●レコメンド ●コールセンター ●コンサルティング ●マーケティング ●クリエイティブ AI ●AI 家電 ●VR・AR 関連 ●サイネージ ●インフラ用関連技術・サービス ●農業向け関連技術・サービス ●医療向け関連技術・サービス ●金融向け関連技術・サービス ●オフィス向け関連・技術サービス ●FA 関連技術・サービス ●関連ソフトウェア など
5G	●5G 通信システム ●モバイル通信システム ●アンテナ・無線機 ●電源装置／蓄電池 ●部品材料／ケーブル ●測定器 ●その他
サイバーセキュリティ	●IoT セキュリティ対策関連 ●脅威対策関連 ●情報漏えい対策関連 ●業界別ソリューション●サイバー保険、サービス、コンサルティング ●予知・予測保全 ●その他

3 インダストリ/マーケット

出展対象：下記の産業や市場をターゲットとして出展をする企業、団体

モビリティ／ロジスティクス	●コネクティッドテクノロジ・サービス ●自動走行テクノロジ・サービス ●シェアリングテクノロジ・サービス ●隊列走行技術 ●通信・ネットワーク技術 ●ナビゲーション ●車載制御システム ●ヒューマンマシンインターフェース技術 ●画像・音声処理技術 ●レーダー ●カメラ ●安全技術 ●ドローン ●物流システム ●サプライチェーン ●燃料・蓄電池 ●関連ソフトウェア など
スマートファクトリー	●製造・生産向け IoT ソリューション ●機械稼動ソリューション ●エネルギー稼動ソリューション ●IoT 対応産業機器 ●画像・音声処理技術 ●関連ソフトウェア など
スマートワーク	●農業向けソリューション ● 農業向けビッグデータ ●農業用機器 ●ドローン ●土壌センサー ●地理情報システム（GIS) 農業機械 ●ICT 栽培 ●給仕ロボット ●清掃ロボット ●会計クラウド ●ホテル・旅館クラウド ●商品生産管理 ●関連ソフトウェア など
エネルギー／スマートライフ	●ホーム IoT ●AI 家電 ●ホームアプライアンス ●スマートメータ ●HEMS、PLC 関連、創エネ ●照明、蓄エネ●省エネ（省エネ家電） ●映像・音響技術 ●AR・VR ●ゲーム ●画像・音声処理技術 ●放送・通信事業者 ●コンテンツ制作 ●ライフサービス ●教育 ●関連ソフトウェア など
フィットネス、ヘルスケア	●遠隔診療 ●介護ロボット ●見守りサービス ●IoT トレーニングデバイス ●フィットネス関連アプリケーション ●健康・医療機器 ●健康・医療情報システム ●関連端末関連製品 ●ブレイン・マシン・インタフェース (BMI) ●関連ソフトウェア など
エンターテインメント	●映像・音響機器関連技術 ●AR・VR ●端末向けアプリケーション ●画像・音声処理技術 ●放送・通信事業者 ●ソフト・コンテンツ制作 ●ゲームソフト ●サービス ●教育 ●ホテル・旅館 ●エンターテインメント施設 ●公共施設 ●サイネージ ●案内サービス ●関連ソフトウェア など

総合的な訴求からトレンドとなるテクノロジやマーケット視点での訴求が可能に

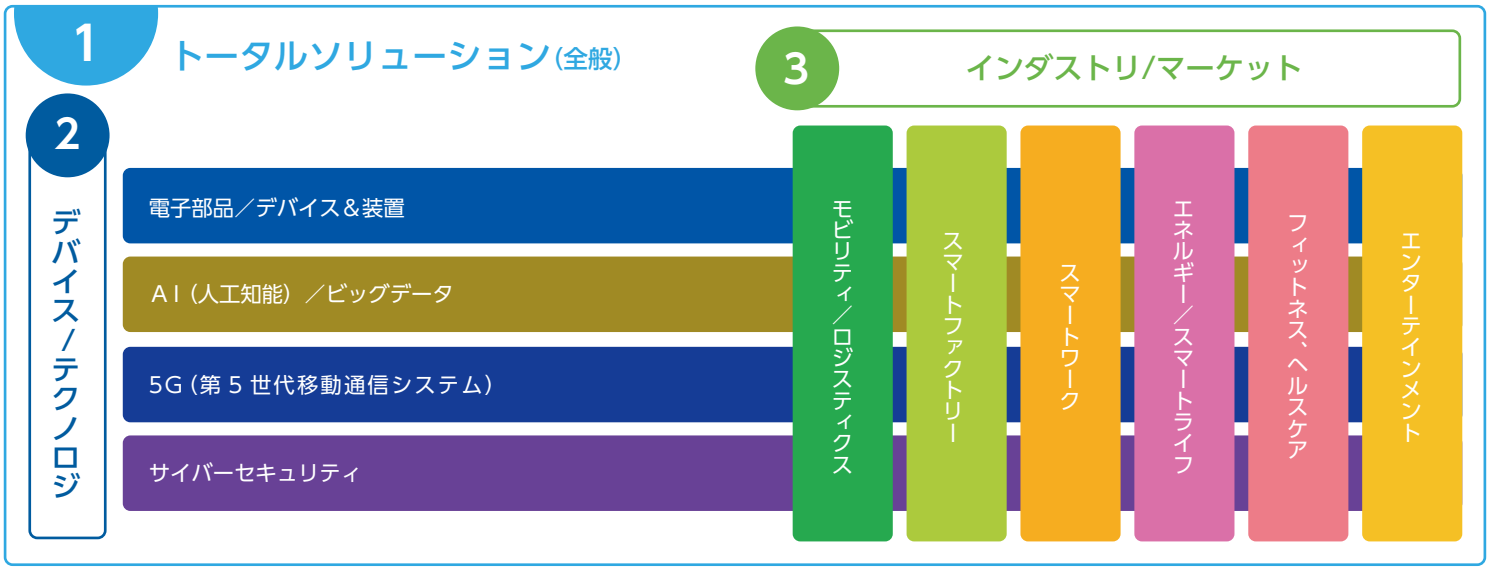

3つの区分（トータルソリューション、デバイス/テクノロジ、インダストリ/マーケット）は
来場者の見学効率を向上させるエリアとして設定します。

※エリアの構成及び名称は申し込み状況に応じ実行委員会にて決定後ご案内します。

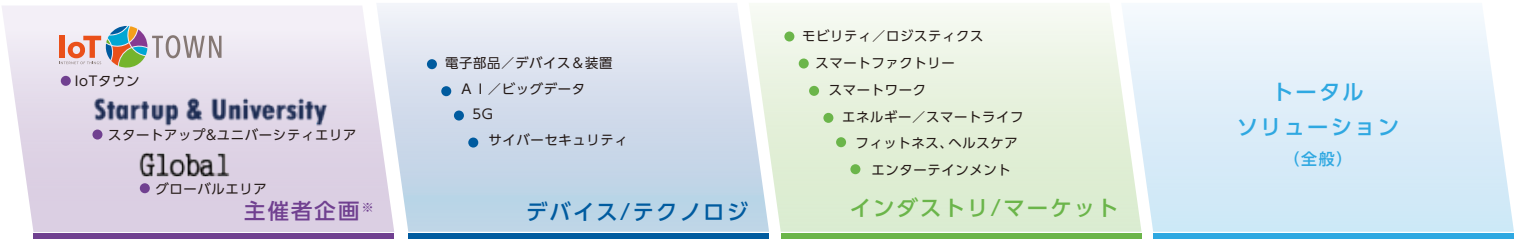

イメージ：実際のエリアや小間位置とは異なります。

デバイス/テクノロジ及びインダストリ/マーケットは「出展申込書・契約書」に記載されている出展区分に基づき、エリア構成を行います。
エリアの構成および名称は申し込み状況に応じ実行委員会にて決定後ご案内します。
なお、エリアに満たない区分については、他の区分と統合等させていただくことがあります。

※主催者企画：CPS/IoTの体現や共創を促し、今後のトレンドを発信する特別エリア。

来場者　幅広い産業、業種で構成される15万名以上の来場者

来場者数

152,066名（1日平均 38,017名）

1日あたりの登録来場者数平均は 2008年以来9年ぶりに38,000人超

2016年比 **+4.7%up**

新規来場者（アンケート実績）

32.0%

2016年比 **+2.6%up**

	10月3日（火）	10月4日（水）	10月5日（木）	10月6日（金）	合　計
登録来場者数	24,055	28,275	34,390	40,481	127,201
海外登録来場者数	691	420	398	335	1,844
登録来場者合計	24,746	28,695	34,788	40,816	129,045
登録プレス	866	241	180	149	1,436
出展関係者	6,029	5,556	5,203	4,797	21,585
合計	31,641	34,492	40,171	45,762	152,066

海外登録来場者の内訳

- アジア・南太平洋 …… 1,352名
- 北・中・南米 …… 256名
- ヨーロッパ・中近東・アフリカ …… 217名
- その他 …… 19名

合計 1,844名

国数 59ヶ国/地域

来場満足度

83.1%の来場者が**満足**として回答　※来場者アンケートより

来場理由／目的

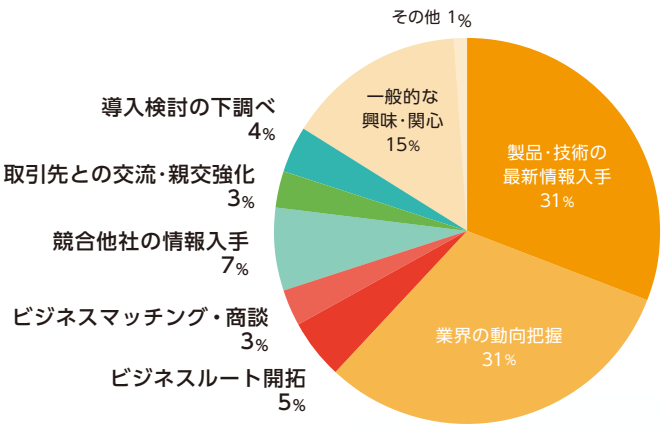

業種

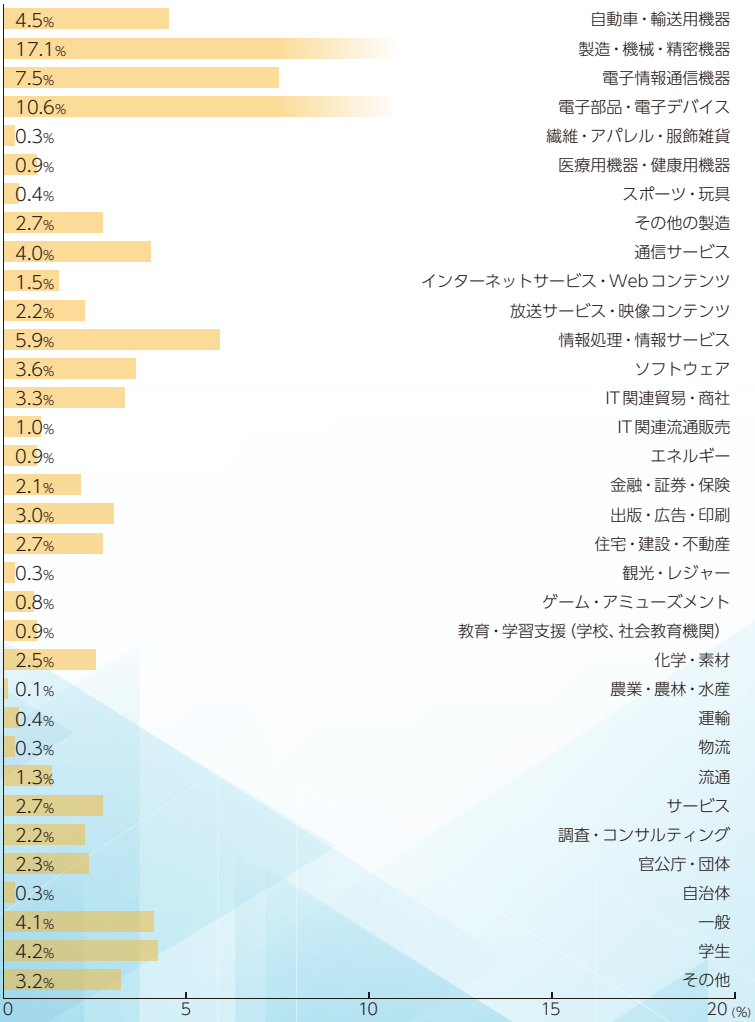

職種

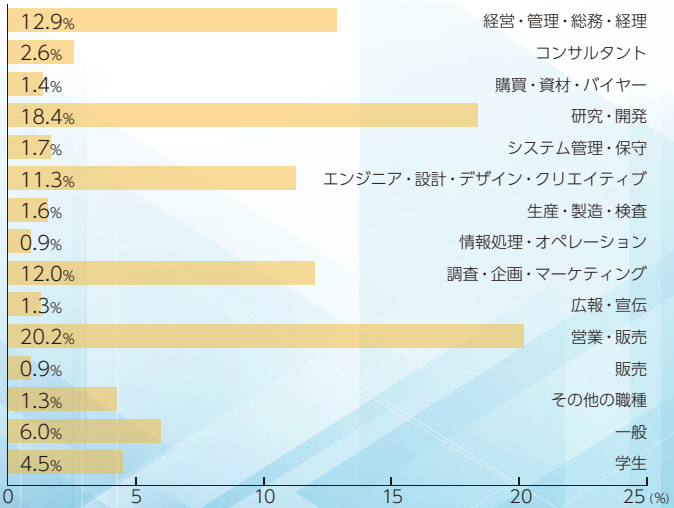

広報 メディアが高い関心を寄せる展示会

会期中記事掲載数

324件

2016年比 **+2.9%up**

オンラインニュース掲載数

国内 **3,419** 件　　海外 **4,544** 件

※2017年10月31日時点／出展者・製品のみの記事等は除く。

テレビ

国内テレビ放映実績（期間：10月2日～31日）
放映時間合計 **4**時間 **54**分 **13**秒

※一部のラジオ、ネット放映を含む

海外向けテレビ／ネット放送局放映実績
放映時間合計 **13**時間 **17**分 **54**秒

出展者 参加頂いた企業/団体から高い評価

社数

667社/団体

327社/団体の新規出展を含む、幅広い業種・産業が集結

2016年比 **+2.9% up**

小間数

1,758小間

2016年比 **+2.8% up**

出展者満足度

81.7%

2016年比 **+1.3% up**

ご参加頂きました出展者の声（抜粋）

常に情報共有および発信に努めて頂いているので、進行状況や提出物なども明確で参加しやすい。広報活動も熱心にやっていただき、感謝しております。

出展費用もリーズナブルで来訪者も多く、ブース設営、運営の支援もしっかりしており、大変効果の高いイベントでした。

十数年ぶりに出展しましたが、相変わらず大きな展示会でした。業界の変遷もあり内容も大きく変わっていましたが、活気のある展示会でした。全ての業界が繋がりつつある中、今後も更なる進化が期待できます。

最高のサポートを頂きまして有難うございました。
さすがCEATECだと感心致しました。来年も、是非とも出展させて頂く予定です。

開催前の事務局の対応含め、満足のいくモノでした。ありがとうございました。

他の展示会との比較になりますが微細に渡って素晴らしい運営だと感じました。
ありがとうございました。

ベンチャーエリアでしたが、机、電源等、出展に関して必要なものがコンパクトにまとまっており小さな規模の会社にとってはとても出展し易かったです。ありがとうございました。

充実した出展サポート＆サービス

ご出展いただくと、出展目的にあわせたCEATEC JAPAN ならではの多彩なサポートサービスがご利用いただけます。
詳細は別紙または後日配布する「出展者マニュアル」をご参照ください。

1. 出展の資格／小間に関する事項

1-1. 出展者の資格

CEATEC JAPANには、次の各業種の出展対象製品を取り扱うまたは、関連する事業を行う以下の法人等が出展できます。

- ■ IT及びエレクトロニクス機器関連
- ■ 電子部品、デバイス、材料、素材、装置関連
- ■ 放送・情報通信、Webサービス関連
- ■ ソフトウェア・コンテンツ関連
- ■ 自動車、輸送用機器、航空宇宙関連
- ■ 公共インフラ関連
- ■ 医療ヘルスケア関連
- ■ エネルギー関連
- ■ 金融関連
- ■ 農林関連
- ■ 機械・製造・工作機器・測定関連
- ■ 住宅、建設、不動産関連、ディベロッパー事業関連
- ■ 商社関連
- ■ 流通・物流関連
- ■ アパレル関連
- ■ スポーツ関連
- ■ 観光、エンタティンメント関連
- ■ サービス、コンサルタント関連
- ■ 新聞・雑誌、Web等のメディア関連
- ■ 教育・研究機関
- ■ 行政機関・行政法人・公益法人・非営利法人・公共団体・業界団体
- ■ 上記の各業種以外の主催3団体
  （一般社団法人電子情報技術産業協会、
  一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、
  一般社団法人コンピュータソフトウェア協会）の会員
- ■ その他実行委員会（「9-3. 実行委員会」参照）が認める企業

(1) 上記の業種の法人等が出展物を出展する場合であっても、広告代理店等を介しての出展はできません。

(2) 出展対象の法人等や過去に出展実績のある法人等においても、出展規程や各種マニュアルに定める規程に違反した場合、あるいは実行委員会（「9-3.実行委員会」参照）が来場者や他の出展者へ悪影響をおよぼすと判断した場合、その他、実行委員会が不適当と判断した場合は、出展申し込みの受理または出展契約締結の前後にかかわらず、出展をお断りする場合があります。その場合、既に払い込まれた出展小間料については全額返却します。（「5-3. 出展申し込みおよび契約」参照）

1-2. 出展区分

■ CEATEC JAPANは、以下の出展区分となります。

● トータルソリューション（全般）

デバイス／テクノロジを軸とする出展区分

● 電子部品／デバイス　● AI(人工知能) ／ビッグデータ　● 5G(第5世代移動通信システム)　● サイバーセキュリティ

インダストリ／マーケットを軸とする出展区分

● モビリティ／ロジスティクス　● スマートファクトリー　● スマートワーク　● エネルギー／スマートライフ　● フィットネス、ヘルスケア　● エンターテインメント

※主催者企画（IoTタウン、スタートアップ&ユニバーシティ、グローバルエリアなど）は企画毎に募集要領が異なります。

■ 希望する区分にまとめて出展するか、区分ごとに分かれて出展することができます。複数の区分に出展する際には、区分ごとに「出展申込書・契約書」が必要となります。

■ エリア構成について

「出展規程」及び、「出展申込書・契約書」に記載されているそれぞれの出展区分に基づき、エリア構成を行います。エリアの構成および名称は申し込み状況に応じ実行委員会にて決定後ご案内します。※エリアに満たない区分については、他の区分と統合等をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2. 小間の料金・規格 ・仕様・ 定義

2-1. 通常小間

(1) 出展小間料金　通常小間1小間につき次のとおりとします。

一般法人等	@ 388,800円(消費税込)
一般社団法人電子情報技術産業協会 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会　のいずれかの会員法人	@ 356,400円(消費税込)

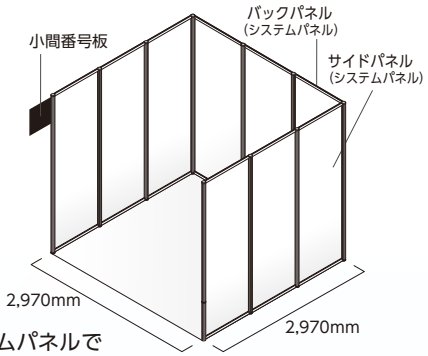

(2) 1小間～18小間（一列～四列小間の規格）

① 規格　間口2,970mm×奥行2,970mm

② 仕様　列小間の出展者には、背面となる面のバックパネルおよび他社と隣接する面のサイドパネルをシステムパネルで設置します。なお、角小間の通路側のシステムパネルと、独立小間となる小間にシステムパネルは設置しません。

(3) 20小間以上（ブロック小間）

規格は1小間の面積を9㎡とし、9㎡×小間数分の総面積より間口：奥行を2：1から1：1の範囲で指定します。小間の寸法については小間位置決定の時期に図面にて指定します。出展者は、指定の小間スペースに対して、カーペット等の設置により来場者が通路と境界線を視認できるような施工をするようご配慮ください。なお、小間の総数が20小間以上の団体出展については三列・四列小間の小間規格とします。

(4) 高さ制限

基礎パネルの高さを2.7mとして、以下の範囲での高さ超過が認められます。

① 一列小間（1、2、3、4、5、6小間）
通路および基礎パネルより1mセットバックした部分は、高さ3.6mまで使用可能。

② 二列小間（4、6、8、10、12小間）
通路および基礎パネルより1mセットバックした部分は、高さ3.6mまで使用可能。

③ 三列・四列小間（9、12、15、16、18小間）
通路および基礎パネルより1mセットバックした部分は、高さ6mまで使用可能。
※団体出展において申し込み小間数が二列小間形態で20小間以上となる場合は、三列・四列小間の高さ制限を適用。

④ 20小間以上
全面高さ6mまで使用可能です。ブロック小間については高さ6m以下での吊構造が可能です。なお、吊構造の設置場所は、会場躯体の確認調整が必要です。

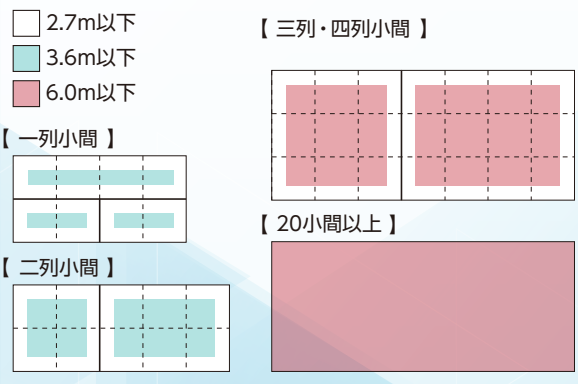

2-2. スモールパッケージブース

(1) 出展小間料金 ※申し込み小間数は2小間を上限とします。

1小間	@ 183,600円(消費税込)
2小間	@ 367,200円(消費税込)

※備品パッケージ付

(2)スモールパッケージブースの規格

①規格　間口1,980mm×奥行990mm×高さ2,700mm

②パッケージブース仕様

- 基礎壁面
- 展示台(高さ975mm 下部収納付)
- 社名掲出用パラペット(幅300mm)
- 社名カッティングシート
- 蛍光灯
- コンセント(容量1kWまでの単相100V電源)
- 電気使用料(1kWまで無料)

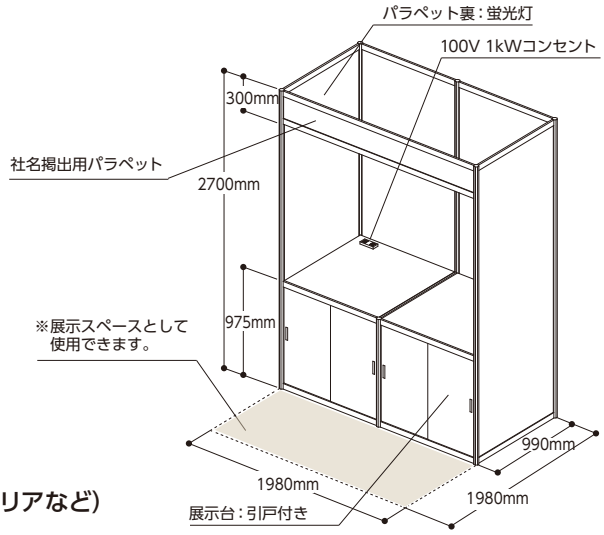

2-3. 主催者企画(IoTタウン、スタートアップ&ユニバーシティ、グローバルエリアなど)

企画毎に募集要領が異なります。

2-4. 小間の表現の定義

CEATEC JAPANでは、小間を上記のとおり、「通常小間」と「スモールパッケージブース」「主催者企画」で表現、分類していますが、ご請求の際は、「出展小間料」に統一してご請求しています。

3. 申し込み小間数と小間の形態

小間の種類	小間の形態	申し込み小間数
通常小間	一列小間	1, 2, 3, 4, 5, 6
	二列小間	4, 6, 8, 10, 12
	三列小間	9, 12, 15, 18
	四列小間	16
	ブロック小間	20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100
スモールパッケージブース	一列小間	1, 2

(1) 一列から四列小間は、1辺～ 3辺が他社と接する場合があります。

(2) 共同出展または業界団体による出展の場合は、申し込み上限の100小間を超えて申し込むことができます。

(3) 申し込み締め切り後、実行委員会において会場構成等を審議し、会場の収容力が不足する場合は、公平な基準を設け、各出展者の小間数を申し込み数より削減して割り当てる調整を行うことがあります。その際は、出展者の皆様にはご了承願います。

4. 小間位置の決定

(1) 小間位置の決定

小間位置は実行委員会で決定した小間選択用図面の指定箇所より選択をしていただきます。選択のための小間位置を示した「小間選択用図面」は、6月下旬(予定)より出展担当者へ事務局よりご案内します。小間位置は、7月に開催される『小間位置選択会』で選択していただきます。なお、選択順位は出展申し込みを受理した順番に決定します。

※小間位置決定に関するご注意

- 出展申し込み状況に基づきエリア/ゾーン構成を行います。エリア/ゾーン構成は、実行委員会で決定します。
- 来場者動線、避難動線または搬出入の安全性の確保などの観点、及び、会場小間割を円滑に進めるため、ブロック小間等は小間位置選択会に先立ち、先着順で事前に小間位置を決定する場合があります。
- 小間位置決定後も小間割図面を変更し、それに関連して小間を再配置することがあります。
- 先着での出展申し込みにあたり、メール、FAXでの申し込み受信日時を確認の上、公正に管理しますが、申し込み時刻が完全に一致する場合等については、過去の実績(出展回数、規模)や主催団体会員であるかなどを勘案したうえ、運営事務局にて決定します。
- 小間割決定後、空きスペースにユーティリティブース等を設けますが、小間数の増減等により小間割に変更が生じる場合があります。
- ブロック小間等の出展者に対し、実行委員会が来場者の動線を考慮し、小間の出入り口を指定する場合があります。
- 優先申し込み締切(4月27日(金))後の出展区分の変更は原則としてお受けできません。

(2) 予備小間

4月27日(金)までに募集小間数に満たなかった場合、残りの小間を予備小間として配置します。4月28日(土)以降にお申し込みいただく場合、優先締め切りまでにお申し込みいただいた出展者の小間位置確定後、この予備小間の中から先着順に小間割図面の指定箇所より選択をしていただきます。選択順位は出展申し込みを受理した順番に決定します。

(3) 固定小間

以下の小間は実行委員会により、あらかじめ小間位置を決定させていただきます。

①国内関連団体の小間　②海外協力団体の小間

(4) 小間割決定後、空きスペースにユーティリティブース等を設けますが、小間数の増減等により小間割に変更が生じる場合があります。その際は、出展者の皆様にはご了承願います。

(5) ブロック小間等の出展者に対し、実行委員会が来場者の動線を考慮し、小間の出入り口を指定する場合があります。

(6) 出展申込締切(4月27日(金))後の希望した出展区分の変更は原則としてお受けできません。

5. 出展申し込みおよび契約に関する事項

5-1. 出展小間料に含まれる経費

(1) バッチ

出展者バッチ	1 小間あたり 15 枚
作業員バッチ	1 小間あたり 5 枚

※追加の場合は、「5-2. 出展小間料以外の経費」参照

(2) DM招待券（申し込み制）

1 小間～ 3 小間	1,000 枚 まで
4 小間～ 8 小間	2,500 枚 まで
9 小間～ 12 小間	4,000 枚 まで
15 小間～ 20 小間	6,000 枚 まで
以降 5 小間あたり	1,200 枚ずつプラス

※追加の場合は、「5-2. 出展小間料以外の経費」参照

5-2. 出展小間料以外の経費

(1) 基礎パネル以外の小間装飾および下記の経費は出展小間料に含まれておりません。

一次側幹線工事費+電気使用料	@ 10,800円／ kW（消費税込）
時間外作業費	@ 10,800円／時間（消費税込）

出展者バッチ（1小間あたり15枚を超える分）	@ 1,500円／枚（消費税込）
作業員バッチ（1小間あたり5枚を超える分）	@ 500円／枚（消費税込）
DM招待券（前記無料枚数を超える分）	@ 324円／枚（消費税込）
封筒（OPP／長3）※招待券等発送用	@ 22円／部（消費税込）

(2) ユーティリティブース（別途申し込み制）

倉庫、控室など、関係者向けのみに利用	1棟 216,000円（消費税込）

スペースの関係上、1社（複数の区分にご出展の場合は、1区分ごとに）の申し込み上限を設定させていただく場合があります。
後日配布する「出展者マニュアル」にてお申し込みください。

① 規格　間口2,970mm× 奥行2,970mm× 高さ2,700mm
② 付属備品　システムパネル（壁）、鍵付きドア、蛍光灯2本、コンセント 1 個、電気容量は800w まで使用可能。
③ 設置位置　ユーティリティブースは小間周辺の会場内に設置しますが、設置場所は実行委員会に一任させていただきます。ただし、会場スペースに限りがあるため、申し込み小間数によっては、ユーティリティブースを屋外等に設置する場合がありますのでご了承ください。

(3) その他
その他アドメニュー、プロモーションメニュー、照明、カーペット等のレンタル備品、ガス、水道の使用などは別途申し込みおよび費用が必要です。また、出展者の希望や、小間設計に係わる法令上の必要に応じて発生する経費がありますが、詳細については、後日配布する「出展者マニュアル」でご案内します。

5-3. 出展申し込みおよび契約

「出展申込書・契約書」に所要事項を記入のうえ、CEATEC JAPAN 運営事務局である一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会（以下「当協会」と略称することがあります）までお申し込みください。お申し込み後、当協会より出展申し込みの受理確認をE-mail にてご連絡します。
この受理確認メール本文中に記載された期日を出展契約締結日とし、出展者は出展小間料の支払い義務を負うものとします。

(1) 申し込み先

CEATEC JAPAN運営事務局（一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会）
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル5階 TEL：(03)6212-5233 FAX：(03)6212-5226 E-mail：contact2018@ceatec.com

(2) 申し込み受付開始

2018 年 2月 20日（火） 午前10時 ※受付開始前の申し込みは受付できません。

(3) 申し込み期限

申し込み締切 ：2018 年 4 月 27日（金） ※ 締切以降も募集小間が満小間になるまで随時出展を受け付けますが、満小間になり次第、受付を終了します。

※申し込み小間数が募集小間数に達した場合は、上記申し込み締切前に募集を締め切りとさせていただきますのでご了承ください。

(4) 「会社概要」等の添付
CEATEC JAPAN に初めて出展される場合は、出展申込書・契約書に「会社概要」および「出展予定製品カタログ」を必ず添付してください。また、初出展でない場合でも、以前提出された「会社概要」または「出展予定製品カタログ」に重要な変更があった場合には、変更後の「会社概要」または「出展予定製品カタログ」を添付してください。上記添付資料がない場合には、出展申込書・契約書の受理を保留し、添付資料を確認のうえ申し込みを受け付けます。

(5) 2社以上の会社が共同で出展する場合
1社が代表して出展申し込みおよび出展小間料の支払いを行ってください。なお、共同出展予定の会社情報については、出展申し込み後に当協会より所定の共同出展者登録フォーマットを送付しますので、必要事項を記入しご提出ください。

(6) 出展申し込みの拒否
破産・和議・会社整理・民事再生法または会社更生法手続き中である者、金融機関から当座取引停止処分を受けている者、反社会的行為を行い若しくはこれに関与している者、または業務停止命令等の行政処分を受けた者の申し込みは受理しません。また、当協会が上記に等しいと認めた場合も同様とします。なお、契約締結後であっても、出展者が上記に該当した場合には、契約を破棄し出展をお断りします。その場合、既に払い込まれた出展小間料については全額返却します。当協会は、上記に関連して必要と認めた場合、調査および審査を行う場合があります。

5-4. 出展小間料の払い込み

出展小間料は、「一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会」からの請求により、以下の期限までに指定の銀行口座にお振り込みください。(指定口座は請求時にご案内します。) なお、手形によるお支払いはお断りします。また、振込手数料は、出展者の負担とさせていただきます。

出展小間料払い込み期限	2018年6月29日(金)

5-5. 出展の取消および小間の削減

申し込み後、出展者の都合により出展を取り消す場合、あるいは申し込み小間数を削減する場合は、次の金額を申し込み解約金として申し受けます。解約金には消費税を加算します。

5月1日(火) 以降	小間料の100%

取り消し等の意思表示は、書面の郵送またはファックス、E-mail 送信によることとし、当協会到着日に有効とします。

6. 出展に際しての留意事項／禁止事項 等

6-1. 外国からの出展物(装飾資材を含む) の持ち込み

本展示会は、展示会場全ホールを対象に、保税展示場の申請を行います。保税展示場になりますと、外国製品(日本以外の地域で生産または製造されたもので、まだ輸入通関手続きを完了していないものを指す) を輸入通関することなく、外国貨物の状態で出展することができます。
要申請※詳細は「出展者マニュアル」でご案内します。

6-2. 工業所有権に関する出願前出展物について

特許法等の一部が改正され、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象等の見直しが行われました。この改正法により平成24年4月1日以降、博覧会の指定制度は撤廃され、特定の博覧会以外適用対象が限定されていた旧来の制度から、公開態様の限定が無くなります。
「特許」、「実用新案」又は「商標」出願を行う出展者においては、直接特許庁・総務課までお問い合わせください。

6-3. 禁止行為

次の行為は禁止行為に該当します。

(1) 小間の転貸、売買、譲渡、交換
出展者は、相手が他の出展者あるいは第三者であることを問わず、出展小間の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

(2) 別会場への誘導を目的とした出展
本展示会場以外の場所で主要な製品の展示やセミナーなどを行い、本展示会の来場者を当該別会場へ誘導することを目的とする出展はお断りします。

(3) 出展物の即売
出版物、ソフトウェア製品を除く出展物の即売を禁止します。なお、出版物、ソフトウェア製品の即売を行う場合においても、その内容につき出展お申し込みの際に当協会の承諾を得てください。

(4) 迷惑行為
小間の外側の空間および通路上における来場者に対する強引なブースへの誘導やデモンストレーションは禁止します。また、極端に執拗な製品説明なども迷惑行為と見なし、禁止する場合があります。

(5) 個人情報収集を主目的とした出展の禁止
ブース内において、自社が取り扱う製品の展示や商品・サービスのPRをすることなく、来場者の個人情報の収集を主目的として行う出展は禁止します。また、すべての出展者にも個人情報保護法の用件を満たした行為や対応をお願いします。来場者の個人情報の収集および取り扱い、利用について遵守すべき内容については、出展者マニュアルでご案内します。

6-4. 出展者の責任

(1) 支払いの責務
出展者は当協会が請求する出展料ならびに諸経費の支払いにつき、その支払いが完了するまでその責を負うものとします。

(2) 法令の遵守
出展者は各自日本国の法令を遵守するものとします。

(3) 損害責任・管理責任・保険
①主催者(CEATEC JAPAN 実施協議会：一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会をいう、以下同じ)、実行委員会および当協会は、期間中における会場の管理・保全については、警備員を配置する等、事故防止に最善の注意を払いますが、天災、火災、盗難、紛失、その他不可抗力により、人身および物品に対する傷害・損害が生じた場合、その責任を負いません。したがって、盗難防止等の措置を独自で施すことをお勧めします。
②出展者が会場において、来場者、他の出展者およびその他第三者に対し人身または物的損害を生じさせた場合には、当該出展者の責任とし、主催者、実行委員会および当協会は何ら責任を負わないものとします。
③出展者はブースの管理責任者を当協会に事前申請することとし、管理責任者は、会期の全期間について、自社ブースで行われる作業や運営に立ち合ってください。
④出展者は出展物等に保険を付すなどの措置をとるようにし、独自の管理を行ってください。
⑤当協会は会場の管理、保全、秩序の維持、並びに来場者の安全に万全を期しますが、これらに支障をきたすと判断した実演については、出展者に対して必要な対策を依頼し、実演の制限、または中止を求めることがあります。出展者の実演により万一事故が生じた場合、主催者、実行委員会および当協会は責任を負いません。該当出展者は直ちに必要な措置をとるとともに当協会まで連絡してください。

(4) 開催スケジュールの遵守
出展者は搬入・開催スケジュール・搬出について、当協会の指定する日時を遵守することとし、開催期間中は一切の搬出作業を行わないものとします。

6-5. 不可抗力による開催中止 ・ 短縮

(1) 地震・台風・火災等の天災、感染症、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力により展示会開催が著しく困難となった場合、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催中止または開催期日・開催時間の短縮等を行うことがあります。その場合、主催者が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し合わせてホームページ等を通じ公表することとします。なお、この決定および実行により被る出展者の損害ついては、主催者、実行委員会および当協会は一切の責任を負わないものとします。

(2) 開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、当協会は弁済すべき必要経費を差し引いた出展小間料金の残額を出展者に返却します。

(3) 開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出展小間料金は返却しません。

(4) 不可抗力による開催中止または短縮のため出展者が要した費用等については補償しません。

6-6. 取材・撮影

実行委員会または当協会が指定したスタッフが会場内の取材・撮影を行います。出展者は、取材、撮影に協力し、かつ、実行委員会または当協会が認めた団体が本展示会の広報・宣伝活動のため出展内容および運営・出演スタッフ(協力関係会社スタッフを含む) の映像、画像、記事等を使用することを承諾するものとします。

6-7. 出展者間の紛争の処理

出展者と他の出展者との間で生じた出展物または出展物に関する広告および知的財産権並びに小間の使用に関する紛争、その他すべての紛争は関係する出展者間で解決されるものとし、主催者、実行委員会および当協会は何らの責任も負わないものとします。

7. ブース設営に関する事項

7-1. ブース設計

展示・実演に関わる全ての行為は自社小間内で行うこととします。
特に下記の内容に違反した場合、実行委員会または当協会より改善要求をします。改善されない場合は、出展を中止させていただく場合があります。

(1) 安全対策
①トラス等の構造柱の転倒防止のため、床への固定に際してはアンカーボルトを1箇所につき4本以上打設してください。
②システムパネル(オクタノルム) の設置に際しては、帆立補強、コーナー部に対するビーム補強、ウェイトの設置等で転倒防止策を講じてください。
③独立什器には、壁面または床面への固定等による転倒防止策を講じてください。
④映像モニタやスピーカ、チャンネル文字、照明器具、その他高所に設置する施工物の取り付けに際しては、ボルト固定やワイヤー等での落下防止策を講じてください。

(2) 隣接他社への動線
独立小間の設計に際しては、緊急時の避難導線の確保のため、通路に隣接する面の1/3は開放部を設けて設計してください。

(3) ステージならびに映像装置の設置
小間内に製品プレゼンテーション等を行うためのステージならびに映像装置を設置する場合は、来場者が通路に滞留しないよう、必ずブース内に来場者を収容する十分な視聴スペースを確保してください。
また、ステージならびに映像装置の設置高さによる来場者の視野角と適正な視聴距離にも十分ご配慮ください。なお、会場で問題が発生した場合、改善を要求する場合があります。

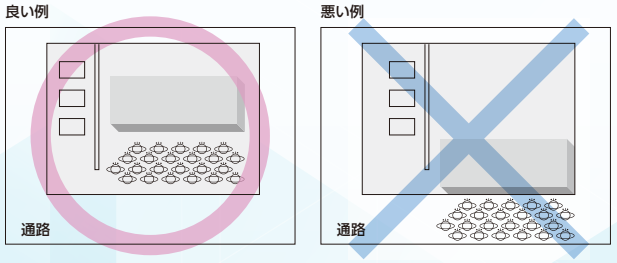

(4) スピーカ設置位置の制限
スピーカ等の拡声装置を、近隣ブースに対して正面に向けることを禁止します。必ず、通路に対して正面より内向きになるように設置してください。また、壁面や造作柱にスピーカを設置する場合は、スピーカの中心軸を垂直下方に45度以内とし、かつ自社の小間仕切り線を超えないこととします。

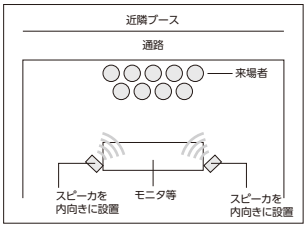

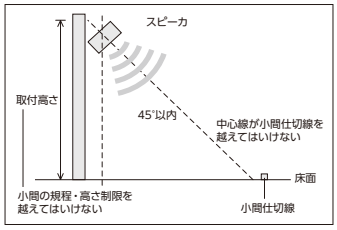

(5) 小間外スペースの使用禁止
①小間周囲の通路に来場者を多数滞留させることはできません。ステージ等を設置する場合は、小間内に来場者を収容して見学できるような小間設計を行ってください。
②小間の規格外に出て、来場者の誘引、来場者に対するアンケート行為およびこれに類する行為はできません。
③小間周囲の通路および小間規格外の空間を利用してのプレゼンテーション行為は一切禁止します。また、小間周囲の通路および小間の裏側を利用した出展物、装飾物、カタログ、備品、植木、梱包材等の設置や来場者の待機列の設置はできません。
④照明を通路や会場壁面または天井等へ投影する行為は禁止します。

(6) 小間スペース境界線
ブロック小間（20小間以上）については、小間スペースに対して、カーペット等の設置により来場者が通路と境界線を視認できるような施工をするようご配慮ください。

7-2. 天井構造

展示物の性質ならびに実演の都合上、遮光・遮音等の措置を施す必要がある場合に限り、所轄消防署の承認を受けた範囲内で、防炎処理された暗幕等で天井を設置することができます。なお、会場内において直射日光は遮光できますが、間接光や天井灯が反射する恐れがありますので留意ください。
天井を設置される場合は、面積に関わらず、出展者マニュアルでご案内する申請書に必要事項を記入の上、平面図と立面図、施工図面を添付し、ご提出ください。
設計・施工に当たっては以下の内容を遵守してください。

(1) 構造
①天井が重複する構造（二重天井）は一切設置できません。
②装飾に使用する素材は全て防炎処理されたものになります。装飾素材には必ず防炎シールを貼付してください。
③平面図（天井部分の場所及び面積を図示したもの）と立体図（天井部分と周囲の壁等を把握できるように図示したもの）をご提出ください。また、天井部分が防炎素材使用の旨を明記してください。

(2) 消防・避難用設備等
①消火器は10型以上のものをご使用ください。
②自動火災報知設備（煙感知器）の設置が必要な場合があります。その場合は、業務用の自動火災報知設備を設置し、必ず設置届（設置試験結果記載のもの）を提出してください。なお、家庭用の煙感知器は自動火災報知設備とは認められません。
③面積や形状によっては避難口及び避難口誘導灯（自光式）が必要になる場合があります。

7-3. 二階建て構造

二階建て構造とは上層部において人の往来があり、床からの高さが2.1m以上の重層構造となる構造物をいいます。ただし、ブース造作において2.1m以下であっても下層を通路、出展物の展示、控室等で使用する場合は二階建て構造物とみなします。
二階建て構造物の設置については、所轄消防署の承認が必要となります。
二階建てを設置される場合は、出展者マニュアルでご案内する申請書に必要事項を記入の上、施工図面を添付して、ご提出ください。
設計・施工に当たっては以下の内容を遵守してください。

(1) 設置適用ブース
二階建て構造物を設置できるのは、ブロック小間（20小間以上）の出展者のみとします。

(2) 二階の床面積
二階の床面積の上限は展示面積の2分の1までとします。(最大=500㎡ ※スロープ面積含む)

(3) 二階建て構造の高さ
展示物・装飾物の高さは小間の規格同様、6m以下となりますので、二階建て構造物においても6m以内で設置してください。

(4) 二階の使用内容
二階部は製品展示、商談室、控室、オペレーションルーム等としてご利用ください。二階部は、通路との境界線から内側に、最低1m離して設置してください。
ただし、二階部から一階部の来場者に対してのデモンストレーションは禁止します。

(5) 設計
二階建て構造物の設計にあたっては、二階部分の荷重計算（最大人員の想定を含む）を行い、下図を参考に行ってください。ただし、二階建て構造の箇所には、天井構造の設置はできません。
①構造は鉄骨（アルミトラスも可）とし、二階部分の荷重に加え、大きな地震による地震時荷重を考慮した安全な構造設計としてください。
②構造計算については、計算資料を提出してください。なお、設計の条件設定は出展者各位の責任において実施するものとします。
※構造計算資料の提出により安全性を保障するものではございません
③後日配布する出展者マニュアルの提出書類をご提出いただく際には、構造設計者欄を必ず記入ください。
④90cm以上の通路を二方向以上、設置してください。

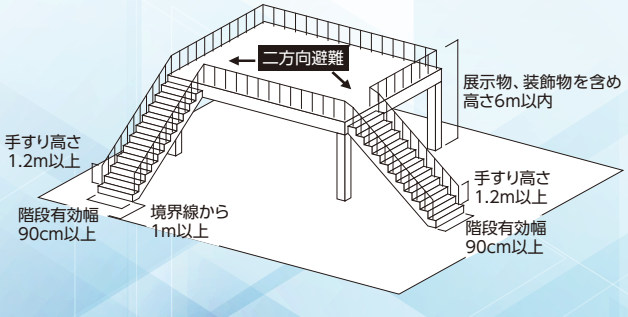

(6) 消防・避難用施設等
二階建て構造物には以下の内容に従って自動火災報知設備および消火設備を設置してください。
①二階建て構造物には自動火災報知設備および消火設備を設置してください。また、二階には必ず消火器（10型）を設置してください。
②自動火災報知設備（煙感知器）を設置する際は、必ず設置届（設置試験結果記載のもの）を事務局に提出してください。なお、家庭用の煙感知器は設置できません。
③自動火災報知設備（煙感知器）は一階の天井面150㎡につき1箇所以上設置してください。但し、60cm以上の下がり壁等で仕切られた場合は、その空間毎に1個以上設置してください。
④二階の床面積が200㎡を超える場合は、二階部分に設置する自動火災報知設備（煙感知器）は、総合管理センターと直結するよう施工してください。その他消火設備等の設置指示がある場合もありますので、お早めにご相談ください。
⑤消防法の防炎表示制度により展示用合板、繊維板、カーペット、カーテン、テーブルクロス類、のぼり旗には防炎ラベルが貼付されたもの以外は使用を禁止されております。
⑥二階の床面積が100㎡以上のときは、防火管理者(有資格者)をブース内に配置してください。

7-4. 天井吊り構造

天井吊り構造とは、会場の躯体天井からチェーンにより装飾物を吊り下げた状態でブースを施工し展示する方法です。天井吊り構造を希望される場合は、出展者マニュアルでご案内する申請書に必要事項を記入の上、構造重量計算書・平面図・立面図を添付して提出ください。

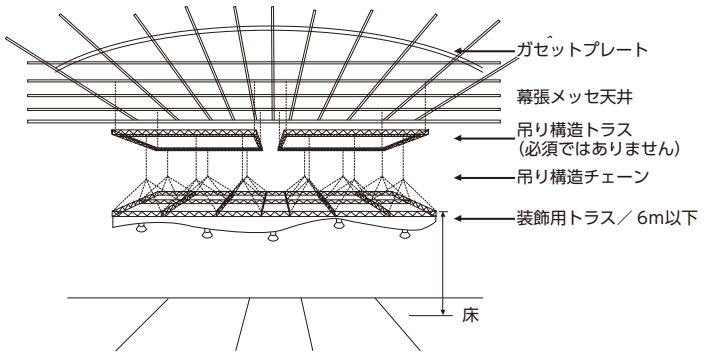

(1) 設置適用ブース
天井吊り構造を設置できるのは、ブロック小間（20小間以上）の出展者のみとします。

(2) 広さ制限
小間の内側から垂直線以内としますが、広さ制限以内であっても、会場の放水銃の位置などにより、吊り構造の位置の変更をお願いする場合もあります。

(3) 吊り元制限
吊り元は、原則ガセットプレートのみです。やむを得ずそれ以外の場所（大梁等）に設置を希望する場合は、早めにご相談ください。なお、重量によっては計画の変更をお願いしますので、必ず指示に従ってください。

(4) 重量制限
一つの吊り物用ガセットプレートの重量制限は、450kg以内までです。提出する図面に、各ガセットプレートに掛かる重量を明示した図面及び各点の重量計算表を添付してください。なお、吊り構造の総重量を吊り点数で割った図面等では設置の許可は一切できません。

(5) 高さ制限
装飾物とみなされるもの（金物造作物、木工造作物、サイン、照明器具、スピーカ、バナー、布など）は、高さ制限同様6m以下で収めてください。ただし、吊り構造トラス、チェーンモーターボックスは高さ制限外としますが、周囲の出展者の見通しを妨げない位置に設置してください。なお、装飾用トラスを吊るためのチェーンは、安全のために、装飾用トラスの上、約1メートル以内で設置してください。また、計画変更にかかる関連費用は各社でのご負担となります。

(6) その他の制限/留意事項
①装飾用トラスについては細かく分断せず、一体の構造になるよう設計してください。
②装飾用トラスについては、地震の横揺れによる損壊を防ぐよう配慮し、床から建ちあがる装飾物が結合されて固定されないようにしてください。
③装飾用トラスへ床から渡るケーブル等の配線については、地震の横揺れによる断線を防ぐよう配慮し、ゆとりを持たせて設置してください。
④装飾用トラスに映像モニタやスピーカ・チャンネル文字・照明等を取り付ける場合は、ボルト固定やワイヤー等で落下防止策を講じてください。
⑤トラスなどの部材の色については、目立たない黒やグレーのみを使用してください。
⑥天井吊り構造工事の作業中および会期中に吊り構造が原因で発生した事故については、天井吊り構造ブースを設置した出展者が、全ての責任を負うものとします。
⑦小間位置を選定する際に事務局より提示する展示レイアウトに天井吊り構造が可能な区分を明示します。天井吊り構造可能区分外を選択いただき、天井吊り構造を行った際に発生した費用等は該当の出展者にてご負担頂きます。

7-5. 床面工事

床面工事を行う場合は、出展者マニュアルでご案内する申請書に必要事項をご記入の上、施工図面を添付してご提出ください。また、施工に関しては以下の内容を遵守してください。

(1) 床面工事作業
①施工当日は、作業前に必ずホール事務局にて、実際の打ち込み本数をご連絡ください。
※ブース設計上アンカーボルトを必要としない場合は、ホール事務局でキャンセルをお申し出ください。
②コンクリート釘、ドライピットの使用は禁止いたします。また、ピット蓋へのアンカーボルトの打ち込みはできません。
③トラス等の構造柱の転倒防止のため、床への固定に際してはアンカーボルトを1箇所につき4本以上、打設してください。
④ブース内でカーペットを敷く場合は、両面テープで接着してください。糊付けは禁止いたします。

(2) 原状回復（復旧）
床面工事は会期終了後、原状へ完全復旧してください。原状復旧は、頭部が床面より出ている場合は水平面までサンダーで切断してください。ハンマーによる打ち込みやガス熔断、引き抜きはできません。最終現場チェックを行った上で原状回復が十分でないと認めた場合、あるいは指示された期間内に回復されておらず、やむなく事務局が作業を代行した場合、原状回復に要した一切の費用は出展者の負担になります。

(3) 床面復旧協力費
アンカーボルトの打ち込みに際して、太さに関係なく一律で1本につき、1,080円（消費税込）を床面復旧協力費としてご負担いただきます。

7-6. 消防法

施工期間中、または会期中、所轄消防署の査察検査があります。検査の結果、下記に違反した場合は、施工の中止、または取りこわしを命ぜられる場合もありますので記載内容を遵守してください。

(1) 防炎合板に厚い布およびひだのある紙類を貼付する場合は、防炎性能を有するものを使用してください。ただし、うすい加工紙、布を防炎合板に全面密着して使用する場合は構いません。

(2) どん帳、カーテン、展示用の合板、繊維板、布製ブラインド、暗幕、造花、じゅうたん等の床敷物、工事の際に使用する工事用シート、その他の物品は、防炎性能を有するものを使用してください。なお、これらの防炎物品には、一つ一つ防炎表示を見やすい箇所に縫いつけるか、貼り付け、下げ札等の方法をとってください。

(3) ホンコンフラワー、ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロンなどは防炎性能を与えることが困難であるため使用しないでください。

(4) 発泡スチロールの使用は一切認められません。スタイロフォームなどの消防法における指定可燃物に該当しない難燃性の部材を使用してください。

8. 展示物、展示運営に関する事項

8-1. 模倣品・偽造品の展示等の禁止

(1) 第三者の知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますが、これらに限りません。また、外国における権利を含みます。）を侵害する物品（いわゆる模倣品・偽造品）を展示、配布、または上映すること、その他一切の行為を禁止します。

(2) 出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当、または該当する可能性が高いと実行委員会または当協会が判断した場合、その裁量により当該物品の撤去等の措置を取ることができるものとします。また、出展者は、かかる措置に異議を述べないものとします。

(3) 出展者は、出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当するか否かに関して、実行委員会または当協会が行う調査に協力するものとします。

(4) 出展物の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

8-2. 比較表示

下記の比較表示を行なう場合は、原則として自社および自社関連グループ企業の商品・製品・技術等を比較することとし、他社の商品・製品・技術等と比較表示する場合は当該他社の許諾を得たうえ、他社に迷惑が及ばないよう表示してください。実行委員会または当協会はこれに反した表示を確認した場合、該当する表示の中止または、改善を求めます。この要請により生じた出展者の損害等に関して主催者、実行委員会および当協会は一切補償しません。なお、改善要求に対し、十分な措置が講じられていないと判断した場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

(1) 展示および実演による比較表示

(2) 説明パネル・パンフレット等による比較表示

(3) ナレーション等による比較表示

(4) その他の商品・製品・技術等に関する比較表示

8-3. 適正な表示

当協会では展示ブースにおける各種表示について、次の対応をお勧めします。

(1) 安全表示・警告表示
展示ブースの安全設計の徹底と、ディスプレイに対する適切な安全表示・警告表示をお勧めします。

(2) 使用環境の表示
製品の展示については、その製品の実際の使用環境に近い展示・演出を基本にディスプレイし、「過度な期待」や「優良誤認」等を与えないよう留意してください。
なお、実際の使用環境と違う展示については、その旨を表示することをお勧めします。

8-4. 天井照明

会場の照明は、蛍光高圧水銀灯により、照度は全灯で450 ～ 500Lxとなります。展示ホール天井照明は、ブロック毎に水銀灯が4個設置されていますが、展示環境を考慮して全区分3/4灯とします。

8-5. 音量規制

小間内に音響設備などを設置する場合は近隣出展者と事前に話し合い、お互いの迷惑とならないよう音量の確認をしてください。音響機器等を使用してプレゼンテーション等を行う場合は出来る限り時間を区切るようにし、近隣出展者と話し合い、プレゼンテーションマイク音量、並びに、時間の調整を行ってください。緊急放送の際は速やかに音出しを中止してください。

①音量の制限
80dB以下

②音量測定
・測定は原則として、小間の境界線から2mの場所において測定した音量を規準とします。
・測定器はJIS C 1509に準拠する騒音計を使用し、ピークでの測定値を基準とします。
・会期中、当協会にて定期的に音量測定を行いますが、開催前日および会期中に自主的な音量測定を行ってください。
音量測定器は当協会でもご用意いたしますので、必要な場合はお申し出ください。

③音量規制違反出展者への対応
当協会での音量測定により音量超過が認められた出展者又は周囲への著しい影響の有る重低音等を発する出展者には、改善勧告を行ない、出展者はこれに従わなければなりません。上記規定値内であっても、あきらかに耳障りな音を発し、隣接小間や来場者より苦情が発生した場合も改善を要求いたします。改善されない出展者に対しては下記の罰則を適用します。
・改善勧告が通算で３回目となった場合：翌開催日の午前中、音響設備の使用を禁止します。

④運用責任者の常駐
音響設備の運用責任者は小間内に常駐し、規程に従い音響設備が運用されるように常時管理してください。

8-6. デモ規制

(1) 著作権処理
展示・実演で音楽の演奏、オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理が必要です。（自社で権利を持つもので、すでに別途権利処理済みのものは不要）
処理方法は、権利者が権利行使に関する事項を委託している一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）等にお問い合わせください。

(2) 光線・照明
小間外の通路や会場躯体にライト等を照射することはできません。また、LEDなどの光力の強い器材をディスプレイやサインに使用する場合、隣接する他社や来場者の迷惑にならないように、十分配慮して設置してください。会場で問題が発生した場合、改善を要求する場合がありますので十分ご注意ください。

(3) スモークマシン
演出のためのスモークマシン（アルコール、オイル等の石油類を原料としたもの。または炭酸ガス、ドライアイス等を使用したもの）の使用を禁止します。

(4) その他
実演によって発生することが予想される以下のものについては、あらかじめ予防措置をとり、他の出展者ならびに来場者に迷惑をおよぼさないよう注意してください。
①熱気　②ガス　③臭気　④振動

8-7. 危険物の取り扱い

(1) 禁止行為
消防法により展示場内において以下の行為は禁止されております。
①喫煙
②裸火の使用（火花を発生させる装置、露出した電熱器などを含む）
③石油液化ガス等の可燃性ガスの持ち込み
④危険物（ガソリン、灯油、マシン油、重油等）の持ち込み
⑤危険物品（火薬類、多量のマッチ・多量の使い捨てライター等）の持ち込み

(2) 禁止行為の解除
上記の行為のうち、喫煙以外は出展物の実演等のため、必要最小量に限り一定の条件のもと所轄消防署の許可を受けて会場内に持ち込むことができます。禁止行為の解除を希望する出展者は出展者マニュアルでご案内する申請書に必要事項を記入の上、カタログまたは実演状況説明書2部を添付し、ご提出ください。消防署に一括申請し、承認を受けたもののみ会場内に持ち込むことができます。

9. 本規程の違反および解釈の疑義について／その他／実行委員会

9-1. 本規程の違反および解釈の疑義について

本規程に違反した出展者および本規程の解釈に疑義が生じた場合の対応は、下記によるものとします。
なお、同規程の解釈は和文規程を優先します。

(1) 実行委員会が、出展者のブースおよびその運営方法について出展規程に違反したと判断した場合には、当協会より出展者に改善の申し入れを行います。

(2) 上記(1)の申し入れを2度行っても改善が図られない場合、また本規程の解釈に疑義が生じた場合には、実行委員会によりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出展者に改善を命じます。なお、この協議による結論は最終決定とし、出展者は異議申し立てや損害賠償請求の申し立てをすることはできません。

(3) 上記(2)により改善の申し入れを受けた出展者は、即日、改善内容および改善を行う日程等を文書で当協会に提出してください。

(4) また、(2)により改善の申し入れを受けた出展者が上記(3)の対応と改善策を講じない場合、もしくは、実行委員会がその改善内容が不十分であると認めた場合、下記の罰則を適用する場合があります。
①翌開催日以降の実演・出展活動の禁止。
②上記①の処分を守らなかった場合は、この事実を公表するとともに、当該出展者の次回「CEATEC JAPAN」への出展を認めないことがあります。

9-2. その他

(1) 本出展規程以外の規制および制限事項は、後日配布する「出展者マニュアル」に明記しますので、あわせて遵守してください。

(2) 出展小間料を含む全ての経費について手形によるお支払いはお断りします。

(3) 本規程は、主催者、実行委員会および当協会が必要と認めた場合、その一部を変更することがあります。その場合、変更された規程内容は、「CEATEC JAPAN公式Website」その他の方法で出展者に告知します。

(4) 出展者は各自日本国の法令を遵守するものとし、主催者、実行委員会および当協会は、出展者の法令違反につき何らの責任を負わないものとします。

9-3. 実行委員会

実行委員会は、出展者の代表者で構成された、本展示会における規程や企画など、運営に関する事項を審議し、決定する機関です。なお、準備期間・会期中は実行委員が会場に常駐し、出展環境の維持、問題の処理、出展規程の徹底に当たり、問題が発生した際にその処理を行う権限を有します。

2018 出展スケジュール

運営スケジュール ※予定

2月

20日(火) 午前10時
出展申込受付開始

重要 CEATEC JAPAN 2018では実行委員会で決定した小間選択用図面の指定箇所より後日小間位置を選択していただきます。選択順は出展申し込みを受理した順番で決定します。
(参考：出展規程4.小間位置の決定)

優先出展募集期間

お申し込みを受理した順番に指定箇所より選択していただけます。

3月

4月

27日(金) 優先申込期限

追加出展募集期間

優先申込期限までに申し込み頂いた出展者の小間位置決定後、4月28日以降の申し込み先着順に指定箇所より選択して頂きます。

満小間になり次第受付を終了します。

5月

6月

29日(金) 出展小間料支払い期限

7月

上旬　出展者説明会／小間位置選択会

中旬　入場事前登録開始
キーノート聴講予約開始
公式プレスリリース配信

8月

中旬　コンファレンス全セッション 聴講予約開始
公式プレスリリース配信

下旬　来場誘致ツール配布

9月

上旬　車両証・出展者バッチ配布

中旬　報道関係者との交流会

10月

13日(土)～15日(月) 準備

13日(土) 8:00～ 20小間以上の出展者準備
13日(土) 12:00～ 全出展者準備

15日(月)　午後：メディアコンベンション

10月16日(火) ～ 19日(金)

CEATEC JAPAN 2018開催

19日(金) 17:00 ～ 22:00　撤去

出展者準備スケジュール (例)

目標設定などの出展計画　2・3月

◆新規顧客開拓や顧客リストの更新・追加などの顧客接点を重視した目標設定
◆新製品PRのタイミングをCEATEC JAPAN 2018に合わせたプロモーション計画と目標設定
◆出展に合わせたスポンサーシップの検討

出展手続き・スケジュールの確定　4・5・6月

◆出展計画の確定と出展規程に基づく出展申し込み手続き作業
◆出展に向けた実施スケジュールの確定

ブース設計　7月

◆出展者説明会・小間位置選択会への参加と出展者マニュアルの入手
◆小間位置と出展計画に基づいたブース設計と各種製作物作成の着手

ブース運営に関する諸手続きと情報発信　8・9月

◆ブース設計と出展製品の確定とスタッフィング等ブース運営マニュアルの策定
◆出展者マニュアルに基づく各種届出書および申し込み書の申請手続き
◆Websiteへの情報入力とニュースセンターへの情報提供など、開催に向けての情報発信

開催準備と来場対象者へのアポイント取り　9・10月

◆ブース運営マニュアルの完成とブース造作や出展製品搬出入の最終確認
◆来場対象者への招待券配布・メール配信と会期中の事前アポイント取り
◆プレス向けリリースの作成や新製品発表の準備と取材対応

顧客リストの整理と事後フォロー　10月

◆ブース運営における効果測定と評価分析
◆来場者リストの分類整理と目標の達成度・来場客満足度の分析
◆結果分析に基づく来場者リスト分類ごとの事後フォロー活動

お申し込み/お問い合わせ

CEATEC JAPAN 運営事務局(一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会)
〒100-0004　東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル5階
電話：(03)6212-5233　FAX:(03)6212-5226　e-mail：contact2018@ceatec.com